

日 退 教

日本退職教職員協議会

事務局だより

発行責任者 平岡良久

20-6 2021年1月26日

2021年度 年金額は0.1%マイナス

2021年度(令和3年)の年金額改定について、1月22日、厚生労働省から公表されました。(以下厚労省発表資料から)

総務省から、1月22日に「2020年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表されました。

これを踏まえ、2021年度(令和3年度)の年金額は、法律の規定により、2020年度額から0.1%の引き下げになります。

【2021年度の新規裁定者(67歳以下)の年金額の例】

	2020年度 (月額)	2021年度 (月額)
国民年金 (老齢基礎年金(満額):1人分)	65,141円	65,075円 (▲66円)
厚生年金 (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	220,724円	220,496円 (▲228円)

※平均的な収入(平均標準報酬(賞与を含め月額換算)43.9万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額)の給付水準です。

【年金額の改定ルール】

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。（参考3参照）

このため、令和3年度年金額は、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率（▲0.1%）によって改定されます。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和3年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、マクロ経済スライドの未調整分（▲0.1%）は翌年度以降に繰り越されます。

■ 参考1：令和3年度の参考指標

・ 物価変動率	・・・	0.0%
・ 名目手取り賃金変動率 ※1	・・・	▲0.1%
・ マクロ経済スライドによるスライド調整率 ※2	・・・	▲0.1%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と可処分所得割合変化率（0.0%）を乗じたものです。

◆名目手取り賃金変動率（▲0.1%）

$$= \text{実質賃金変動率（▲0.1%）} \times \text{物価変動率（0.0%）} \times \text{可処分所得割合変化率（0.0%）}$$

（平成29～令和元年度の平均） （令和2年の値） （平成30年度の値）

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。この仕組みは、平成16年の年金制度改正において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆マクロ経済スライドによるスライド調整率（▲0.1%）

$$= \text{公的年金被保険者数の変動率（0.2%）} \times \text{平均余命の伸び率（▲0.3%）}$$

（平成29～令和元年度の平均） （定率）

■ 参考3：賃金の低下に合わせた年金額改定ルールの見直しについて

平成16年の年金制度改革では、賃金が物価ほどに上昇しない場合には、物価変動ではなく賃金変動に合わせて年金額を改定するルールが導入されていましたが、例外的な取り扱いとして、賃金と物価がともにマイナスで賃金が物価を下回る場合には、物価に合わせて年金額を改定し、また、賃金のみマイナスの場合には、年金額を据え置くこととしていました。

将来世代の給付水準を確保するため、平成28年に成立した年金改革法により、この例外を改め、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金が物価を下回る場合には、賃金に合わせて年金額を改定するようルールが見直され、令和3年4月から施行されます。

【国民年金保険料について】

国民年金の保険料は、平成16年の制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限（平成16年度価格水準で16,900円）に達し、引き上げが完了しました。その上で、平成31年4月から、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者（自営業の方など）に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、令和元年度分より、平成16年度価格水準で、保険料が月額100円引き上がり17,000円となりました。

実際の保険料額は、平成16年度価格水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、以下の通りとなります。

	令和3年度	令和4年度
法律に規定された保険料額 (平成16年度価格水準)	17,000円	17,000円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	16,610円 (+70円) <small>※令和2年度は16,540円</small>	16,590円 (▲20円)

【在職老齢年金について】

令和3年度の在職老齢年金の支給停止調整変更額などについては、令和2年度から変更ありません。

	令和2年度	令和3年度
60歳台前半（60歳～64歳）の支給停止調整開始額	28万円	28万円
60歳台前半（60歳～64歳）の支給停止調整変更額	47万円	47万円
60歳台後半（65歳～69歳）と70歳以降の支給停止調整額	47万円	47万円

■参考：現行の仕組み

60歳台前半の在職老齢年金は、厚生年金保険法附則第11条に規定されており、令和3年度の場合でいうと、賃金（賞与込み月収。以下同じ）と年金の合計額が、支給停止調整開始額（28万円）を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止し、賃金が支給停止調整変更額（47万円）を上回る場合には、増加した分だけ年金を支給停止します。

60歳台後半と70歳以降の在職老齢年金については、厚生年金保険法第46条に規定されており、賃金と年金の合計額が、支給停止調整額（47万円）を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止します。

支給停止調整開始額（28万円）は新規裁定者の年金額の改定に応じて、支給停止調整（変更）額（47万円）については名目賃金の変動に応じて、それぞれ改定することが法律に規定されています。